

憲法が輝く兵庫県政をつくる会

第6回定期総会 決定集



2011年5月11日
神戸市勤労会館
多目的ホール

憲法が輝く兵庫県政をつくる会

第6回定期総会を開催

2011年5月11日
神戸市勤労会館多目的ホール

5月11日に神戸市勤労会館で開催された「憲法が輝く兵庫県政をつくる会」の第6回定期総会には、加入団体と地域の会から52人が出席しました。

総会は、秋の臨時総会を2013年知事選挙の基本戦略を決めること、今後の日常的な活動方針を決めること、そしてそれを実行する役員を選出することを目的として開催されました。

議事は、石川代表幹事の挨拶のあと、桜井幹事、力重幹事の議長で進行されました。北川事務局長は、情勢の要点や一年間の活動、運動方針、組織方針、会則改定を提案。ついで、前田代表幹事が役員提案を行いました。

日高幹事の財政報告のあと、畦布会計監査が監査報告を行い、さらに2011年度予算案も日高幹事が提案しました。

そのあと、電力産業労働運動研究会の高馬士郎さんが「原発問題とエネルギー問題」について特別報告を行いました。

討論では、加入団体からそれぞれの運動分野での要求実現の実績や取り組みが報告されるとともに、地域の会から日常化の努力などが語られました。また、議案を深める立場から「憲法県政の会」を知らせる活動の強化を呼びかける発言もありました。

すべての議案が提案通り採決され、最後に武村代表幹事が閉会あいさつをおこない閉会しました。



1. 「憲法県政の会」第6回定期総会の開催にあたって

2013年夏の兵庫県知事選挙まで、あと2年余となりました。

前回2009年の選挙において、私たちは「革新県政の会」時代を含めて過去最高の約50万の得票を得ることができました。

そして、選挙結果を受けての「声明」の中で、「今回の選挙で築いた新たな峰を出発点に、引き続き憲法が輝く県政の実現」への決意を県民に明らかにしています。

井戸県政は、選挙後も新「行革」プランを推進し、大企業には手厚く、県民には冷たい政治姿勢を改めようとはしていません。

また、東日本大震災からの復興にあたって、阪神・淡路大震災が「創造的復興」の名によって被災者・住民の暮らし・商売、まちの再建がなおざりにされた痛切な教訓を積極的に発信しようとしていません。

このような中で、私たちが果たすべき役割は、いっそう重要になっています。

「憲法県政の会」は2006年の発足後、毎年2月に定期総会を開いてきました。

幹事会では、今回の総会開催を決めるにあたり、次回知事選挙までの折り返し点にたつて、選挙戦の基本戦略を総会に提案するために、いっせいで地方選挙の実施も考慮に入れ、5月開催を決めました。

そしてこの間、前回選挙の総括をふえまえた新しい試みとして幹事団体代表者会議を開催し、県民アンケートの集約も行い、候補者づくり、政策づくりの討議と努力を重ねてきました。幹事団体代表者会議を新たに正式な決定機関として加えたいとの本総会への提案は、次期選挙に向けた本会の知恵と力の集中をさらに高めるものとして、重要な役割を果たすものになると考えます。

しかし、大震災の発生で加入団体が救援活動に力を注がざるを得なくなったこともあり、今総会に基本戦略の全体を提案するに至りませんでした。この点はいかに残念なことであり、また幹事会として、加入団体、地域の会のみなさんに、率直にお詫びしたいと思います。

以上の経過をふまえて、今総会では、1) 前回総会以後の取り組みの承認をいただくとともに、当面1年間の活動方針を決定する、2) 次期選挙に向けた基本戦略についてのみなさんの積極的な議論をいただく、3) 幹事団体代表者会議と臨時総会の開催を可能とするための会則改定を行う、4) その上で、幹事団体代表者会議を軸に基本戦略の全体像を明らかにし、本年秋をめどにこれを決定する臨時総会を開催するという当面の活動の方向を確認していきたいと思います。

東日本大震災からの復興をめぐり、「この国のあり方」が鋭く問われている中で、日本国憲法と地方自治をくらしに生かしていく原則を守ることが、いっそう重要になっています。

2013年知事選挙に向け、憲法が輝く兵庫県政の実現へ、すべての加入団体、地域の会の力を結集していきましょう。

２．「憲法が輝く兵庫県政」の実現に向けて——政治の現状と課題をどうとらえるか

〔「新しい政治」の模索はつづいている〕

前回（２０１０年２月１７日）総会の後、普天間基地移転問題を直接のきっかけとした民主党・鳩山首相の政権放棄、後をついだ菅首相による「財界いいなり」路線の明確化、その後の参議院選挙での民主党の敗北など、２００９年夏の自民党から民主党への政権交代以後も、大きな政治の変化が続きました。

この１年で民主党政権は急速に国民の支持を失い、２０１０年夏の参議院選挙で自民・民主「二大政党」離れの受け皿となった「みんなの党」も、今年（２０１１年）のいっせい地方選挙では明らかな失速を見せています。

古い自民党政治の継続に対する、国民の拒否感は明白です。

しかし、同じ時期に、憲法の擁護と全面実施をめざす日本共産党の議席後退も続いており、自民党政治にかわる「新しい政治」の内容や担い手は、多くの国民の中で明確になっていません。「憲法が輝く兵庫県政」の実現をめざす私たちの取り組みには、局面を前向きに打開する自力の強化が求められています。

〔「憲法が輝く政治」を国民の中へ〕

２０１１年３月１１日、かつてない深刻な被害を生んだ「東日本大震災」が起きました。同時に発生した東京電力・福島第一原発事故による「原発災害」は、いまだ被害を拡大しています。被災者には緊急の手厚い支援が必要です。あわせて日本の社会には、被災者の「人権の復興」を最優先した震災復興の着実な前進や、原発依存型からのエネルギー政策の転換が求められています。

そのためにも「憲法が輝く政治」の実現を、広く国民に訴えていかねばなりません。



３月３１日 知事に「東日本大震災に関する要請書（第一次）」を届ける

第１３条「幸福追求権」「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」。被災者全員がこの権利をもっていることを大前提に、あらゆる支援と復興が急がねばなりません。

第２５条「生存権」、第２６条「教育権」、第２７条「勤労権」、第２９条「財産権」などを、第１１条「基本的人権」が「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」とする、あらゆる人権を国家が率先して実現する「憲法が輝く政治」がつくられなければなりません。

〔苦境の打開をめざす政治の新しい変化〕

兵庫県民の暮らしと地域経済の実情も大変です。２０１０年秋からの「県民アンケート」（憲法県政の会）には、約７割の方から「暮らしが悪くなった」との回答があり、その原因として「税金や国保が高い」などの負担増があげられました。「仕事がまったくない」「収入が少ない助けてほしい」「就職先がない」などの悲痛な声も寄せられて

います。

「憲法県政の会」加入の各団体は、国保料引き下げと保険証とりあげ中止、子どもや高齢者の医療費無料化・軽減、公立病院等の統廃合反対・医療体制の充実、中学校給食実施や高校学区統合反対など切実な要求の実現へ、県民と力をあわせて署名運動や対県交渉などにとりくんできました。その中で、議会での論戦ともあわせて、要求の実現や地域活性化への新しい動きが生まれています。

中学校卒業までの医療費無料化は、2011年度から相生市、赤穂市、たつの市で実施されています。中学校給食については播磨町が1月から開始し、明石市でも住民の取り組みを受けて、4月の市長選挙で当選した市長がこれを公約にかかげました。相生市は「子育て応援都市」をかかげ、幼稚園と小中学校給食の無料化、新婚世帯への月1万円の家賃補助などを始めました。

住民の切実な要求が政治を動かした貴重な事例であり、それぞれの取り組みの教訓によく学ぶ必要があります。

〔「新行革」を転換し、福祉と防災のまちづくりへ〕

「東日本大震災」は、地方政治のあり方を厳しく問うものにもなっています。4月のいっせい地方選挙では、大震災・原発問題とともに、福祉と防災のまちづくりが争点になり、「学校、住宅などの耐震化を」「津波想定2・5メートルの防災計画は抜本見直しを」などのハード面の対策強化とともに「普段から福祉を大事にしてこそ、いざというときにも住民のいのちが守れる」といった議論に共感が広がりました。

兵庫県政の実情は、パナソニックに218億円の補助金、高速道路やダム建設など大企業支援や大型開発を優先する一方、「新行革プラン」で医療・福祉・教育を切り捨てるものになっています。「職員3割削減」をかかげ、土木事務所や保健所の統廃合をすすめ、2009年の豪雨災害時には被害の中心地に到着できなかったり、新型インフルエンザの発生時にも対応に支障をきたすなど、県民の「安全・安心」を脅かす事態がすすんでいます。さらに県内30の消防本部を11に集約し、広域化しようとしています。

これでは、いざという時に県民の命とくらしを守ることはできません。あらためて「これでいいのか兵庫県政！」と、福祉と防災のまちづくりへの政治の転換を訴えることが必要です。

〔県政転換から国政の転換へ〕

兵庫県には50年も前から原発の誘致計画に反対し、県内に原子力発電所の建設を許してこなかった運動の歴史があります。しかし、関西電力が福井県に集中させた原発に大きな事故があれば、兵庫県も深刻な被害を受けずにおれません。

原発依存型のエネルギー政策の転換は、兵庫県民にとっても切実な問題です。

震災復興では16年前の阪神・淡路大震災以後、「住宅は私有財産だから個人責任」という自民党政治の壁を破り、被災者生活再建支援法をつくらせてきた経験があります。今では国も「阪神・淡路では、再建の主役は土木・公共事業」「被災者の生活に対する配慮が十分でなかった」（2011年3月、総務大臣）と認めざるを得なくなっています。このたたかひの経過と成果を全国に発信することは、あらためて兵庫の運動が担うべき重要な課題となっています。

「関東大震災はチャンス」（2008年11月）と述べた井戸県政に終止符を打ち、憲法どおりの県政を実現することは全国的にも大きな意義をもつことです。2013年予定の知事選挙にむけた取り組みの具体化を急がなければなりません。

3. 2010年度の活動

「憲法県政の会」は、昨年2月の第5回定期総会方針にもとづき、幹事会の定例開催と事務局体制の強化のもと、学習活動、政策活動、広報活動などを行ってきました。以下、活動の概略をふりかえります。

(1) 学習活動

5月に、2013年選挙での行動の指針をめざした、『ウィーラブ兵庫④ - 2009年兵庫県知事選挙の記録』を発刊し、加入団体を中心に普及活動を進めました。また、発刊を記念し、京都民主府政の会の役員を招き「京都のたたかいに学ぶ会」を開催しました。

兵庫県自体問題研究所、ストップ県「行革」の会との共同学習会の準備を進めています。



(2) 政策活動

政策担当者を中心に作成した「県民アンケート」活動を昨年11月から今年2月にかけて行い、1200通を集約しました。アンケート結果の分析をすすめるとともに、地域の会への結果返しを行い、地域での対県要求の掘り起こしにつなげます。

東日本大震災の発生に伴い、3月末に兵庫県知事への「東日本大震災に関する要請書（第一次）」を届けました。

(3) 広報活動

①ニュースの発行

第1号（5月発行）「子どもの医療費、県新年度予算批判」、第2号（10月発行）「第2次新行革プラン批判、高校学区拡大」を発行しましたが、第1号は版下のみの発行になり、加入団体や地域の会の構成員には充分届けられませんでした。編集委員会の体制の強化と幹事会として編集内容を位置付けを強化することが必要です。

②ブログの更新

昨年総会以降、担当者を明確にする中で日常的な更新がすすめられていますが、政策活動とも結んだ原稿の集団検討やブログ編集についても工夫が必要です。また、ブログ更新のMLリストづくりは現在約130人と微増にとどまっています。

(4) 幹事会などの開催

幹事会は10回開催され、民主的運営を貫く中で会の総力の結集をはかり、会務を執



行してきました。また、団体・地域の会代表者会議を1回、幹事団体代表者会議を2回開催し、幹事会方針の徹底と、意見集約をはかってきました。

この他、政策担当者会議が2回、編集委員会が3回、事務局会議が9回開かれました。

（５）連絡文書の発行、加入団体・地域の会訪問活動

加入団体、地域の会に対して、「連絡文書」を11回発行し、幹事会方針の連絡などを行いました。加入団体、地域の会への訪問活動は4回取り組まれました。

年間を通して、幹事会、事務局会議を中心に運営の改善をはかってきましたが、アンケート活動の遅れなどにより対県交渉は行うことができませんでした。候補者選考についての本格的論議も今年度の課題となっています。



4. 2011年度の運動方針

県民要求実現、住民本位の県政を作り上げていくため、そして2年後に行われる県知事選挙の勝利をめざし、持続的に運動を行う事を確認し、以下の方針を提案します。

（1）住民の立場で県政を検証し、憲法県政の会を知らせる

一昨年行われた県知事選での経験・教訓や、今期行った「アンケート」活動などの到達点を引き継ぎ、系統的な広報活動に努めます。要求・政策での多数派、幅広い共同の実現をめざし、住民視線で県政を検証し、「会」としての建設的な対案（政策）を広く県民に伝える努力を続けます。

具体的には、兵庫自治体問題研究所、県「行革」ストップ要求実現連絡会と共同（共催）し「県政問題学習会」（仮称）を7月～8月を目処に計画します。「会」のニュースを継続して発行します。今年度は年3回の発行（7月、11月、3月）とします。開設した、ブログ・ホームページの充実に努めます。マスコミ・メディア対策を識者の意見も取り入れ本格的に論議・計画していきます。『ウィーラブ兵庫5』発行に向け、内容の検討を進める企画会議を立ち上げます。

（2）県民の切実な要求・声を集め、県民本位の政策を作る

大企業を優遇しながら、一方で福祉・教育・医療などを切りつめる県民に冷たい井戸県政の実態を明らかにし、関係団体（個人）等の協力も得ながら調査・研究を進め転換の方向をめざします。県政に関する県内各地への現地調査等を計画します。昨秋から取り組んだ「県民アンケート」の集約した内容を分析し、それに基づく政策をつくり上げていきます。

政策を立案するに当たってはまず、「政策小委員会」（担当者4名を予定）で論議し、政策の柱を決定していきます。また兵庫自治体問題研究所の研究成果によく学び、可能な連携を探求します。

選挙を待たず、要求実現のため関係団体と連携し対県交渉を行います。東日本大震災被災地・被災者の住民本位の復興に向け奮闘するとともに、災害に強いまちづくり防災対策の研究を進めていきます。

（3）勝利をめざし、候補者選考を進める

加入団体・地域の会・個人の意見を集約し、第2回総会で決まった「候補者選考についての考え方」を出発点に、臨時総会で候補者選考の基準を決定していきます。あわせて幹事団体代表者会議のもとに「選考委員会」を設置し具体的な候補者選定を進めていきます。

（4）今年度のおおまかな日程・行事予定

- ニュース発行－7月、11月、3月（編集委員会を確立して進めます）
- 兵庫県自治体問題研究所、県「行革」ストップ要求実現連絡会と共同した「県政問題学習会」（仮称）を開催します。
- 地域の会、加入団体での「学習会」を提起しながら、県政の会としての「県政学習会」（仮称）を秋に開催します。
- 候補者選考委員会の到達、次期選挙の「政策」や選挙に向けた取り組みの基本戦略を決定するための臨時総会を本年秋をめどに開催します。

5. 2011年度の組織方針

(1) 幹事会

幹事団体の幹事会への結集を強めます。継続した「会」の運営を進めるため幹事会を定例（基本は2カ月に1回開催）で開催します。幹事会の日常的な連携を図るためメーリングリスト等での連絡網確立に努めます。幹事の任務分担を行い、機能強化をめざします。第1回幹事会は、6月15日（水）午後3時半開催（於/兵商連会館）とします。

(2) 加入団体

現在、38団体が加入していますが日常的なつながりを強めていきます。憲法県政の会が掲げる目標に賛同していただける各層・各分野との交流や懇談を進めていきます。

(3) 地域の会

現在、30の「地域の会」が結成されています。幹事会方針の具体化を図っていただくため、連絡を密にし連携を深めていきます。地域の会独自の活動などへの幹事会からの参加を強めていきます。

(4) 幹事団体

幹事団体代表者会議を適宜開催します。当面、2年後に迫った選挙の候補者選定のための会議を開催します。選挙政策の策定、候補者擁立の最終責任は幹事団体全体で担うこととします。

【参考資料】

「憲法県政の会」 「候補者選考についての考え方」

2007年2月7日 第2回総会決定

候補者選考についての考え方

1、候補者擁立をめぐる情勢と政策的展望

①「地方行革」など国による、地方自治体への攻撃と地域社会の破壊がすすむもとで、地方自治体がその防波堤となるのか、国の政治の加担者となるのか、するどく問われています。地方政治と住民との矛盾が深刻化するもとで、全国的には保守・無党派の人たちを含めて、自治体らしい自治体をとりもどそうという新しい変化と胎動が生まれています。

②兵庫県政では長年、日本共産党以外の「オール与党」体制がつづいている。「会」は、「オール与党」の陣営と対決し、住民の願いにこたえる政策的合意を明確にして、保守を含む無党派の人たちとの共同でたたかい、勝利をめざすことを基本とします。

③「会」は、自民党県政（体制は「オール与党」だが、政治の実態は自民党県政）を憲法と地方自治法をくらしに生かす県政に変えることをめざす団体、政党、個人が結集した政治団体です。選挙は、勝つことをめざすのは当然ですが、1回の選挙で勝てるか、勝てないかを基準にせず、「会」の目的の達成をめざして県政の転換にねばり強くとりくんでいきます。

2、候補者についての考え方

①候補者は、「会」の目的に沿い、政策、政治姿勢で一致すれば、無党派の人であれ、政党に属する人であれ、候補者になりうるものです。

②共同の候補者となりうる無党派の「有力候補」が実現した場合は、「会」との政策協定を求めることを基本にしながら、政策、政治姿勢ですぐれた人なら、柔軟な対応も考慮していきます。

③無党派の「有力候補」実現の努力を追求しますが、延々とそのとりくみを続け、実現しなければ「会」の候補者が「できなかった」ということにはしません。

④「会」の候補者は、「会」の目的に沿って、「会」加盟団体とともに、県政にむけての政策活動、要求実現運動に系統的に参加するなど、「会」加盟団体のなかから生まれることをめざしてとりくみます。候補者の確定は、選挙の1年前をめざし、遅くとも有権者への事前宣伝、各団体の意思統一と内部徹底に必要な日時を考慮し、6カ月前には確定するようとりくみます。

6. 会則改定

第5条に、臨時総会の開催を明記するとともに、幹事団体代表者会議を機関会議として位置づけ、その役割を明らかにしました。

「憲法が輝く兵庫県政をつくる会」会則

第1条（名称） この会は「憲法が輝く兵庫県政をつくる会」といい、事務所を神戸市内におきます。

第2条（目的と活動） この会は日本国憲法と地方自治法を暮らしにいかす兵庫県政をつくることを目的とし、県下の政党・団体、個人と力を合わせ国政・市町政刷新の活動と連携して、必要な諸活動をおこないます。

第3条（会員） この会の目的に賛同し、会則を認める政党、団体および個人は、この会の会員になることができます。

第4条（権利と運営） 会員は平等の権利をもち、この会を民主的に運営します。

第5条（役員と組織） この会に総会と幹事団体代表者会議、幹事会を設置し、役員として若干名の代表幹事、幹事、事務局長、会計監査をおきます。

（1）総会をこの会の最高決議機関とし、加入団体の代表者と個人で構成します。定期総会は1年に1回開催し、期間の方針を決定するとともに、役員を選出します。また、必要に応じて臨時総会を開催します。

（2）幹事団体代表者会議は、候補者や政策の決定など、会の運営にかかわる重要事項を決めるとき、必要に応じて開催します。

（3）幹事会は総会の決定を具体化します。また、幹事会は事務局次長を選出することができます。

（4）代表幹事はこの会を代表して活動します。

（5）事務局長は、幹事会の指導のもとに日常的事項の処理にあたります。

（6）会の運営を円滑にすすめるために、団体・地域の会代表者会議を適宜開催します。

第6条（顧問） この会に顧問をおくことができます。

第7条（財政） この会の財政は寄付金および事業収入などによってまかいます。

第8条（会則） この会則の改廃は総会で決定します。

附則（発効・改正）

（1）この会則は1978年9月2日から発効します。

（2）この会則は1983年1月20日、一部改正。

（3）この会則は1992年1月25日、一部改正。

（4）この会則は1997年3月15日、一部改正。

（5）この会則は2006年7月19日、改正。

（6）この会則は2009年5月20日、一部改正。

（7）この会則は2010年2月17日、一部改正。

（8）この会則は2011年5月11日、一部改正。

以上

7. 憲法が輝く兵庫県政をつくる会役員名簿

(2011年5月11日)

(代表幹事50音順、幹事順不同)

代表幹事 石川康宏 (神戸女学院大学教授)
代表幹事 武村義人 (兵庫県保険医協会・医師)
代表幹事 田中耕太郎 (2009年知事選挙立候補者)
代表幹事 前田 修 (自由法曹団・弁護士)

幹事 新日本婦人の会兵庫県本部 (代表)
幹事 日本民主青年同盟兵庫県委員会 (代表)
幹事 兵庫県保険医協会 (代表)
幹事 日本共産党兵庫県委員会 (代表)
幹事 日本共産党兵庫県会議員団 (代表)
幹事 兵庫県地域人権運動連合 (代表)
幹事 兵庫県高等学校教職員組合 (代表)
幹事 兵庫県自治体労働組合総連合 (代表)
幹事 原水爆禁止兵庫県協議会 (代表)
幹事 電力産業労働運動兵庫研究会 (代表)
幹事 全日本年金者組合兵庫県本部 (代表)
幹事 兵庫県生活と健康を守る会連合会 (代表)
幹事 (事務局次長) 兵庫県民主医療機関連合会 (代表)
幹事 (事務局次長) 兵庫県商工団体連合会 (代表)

事務局長 北川伸一 兵庫県労働組合総連合事務局長

会計監査 畦布哲志 日本機関紙協会兵庫県本部副理事長
会計監査 岸本和人 兵庫教職員組合

〈来賓あいさつ〉

兵庫県自治体問題研究所 増田紘副理事長



東日本大震災は、日本の政治、地方自治の水準がいかに憲法からずれているかを改めてあらわにし、様々な問題を提起しています。とりわけ原発の「安全神話」は、政治や行政が科学的視点を失い、かつての軍国主義がたどった道と同じ、宗教的信念の危険性を示したものだと言えます。

さて、新自由主義的「分権改革」の中で、大阪や名古屋などに見られるように、住民の声を首長が取り込むかたちで、住民を支配しようとする新たな攻撃が生まれています。住民の声を逆手にとって、いわば住民を「味方」にして二代表制をくずして、首長の権限を大きくしようとするこの動きに的確な対応が必要です。また道州制をにらんだ自治体合併では、兵庫県は、国の「優等生」で自治体数は半分以下になりました。この中で防災体制が弱体化し、佐用町の水害の被害も拡大したことは重要です。

今改めて、憲法の視点で県政の各分野を点検し直すことが大事です。エネルギー・原発問題、地球温暖化など新たな課題にも、憲法、地方自治法をの精神を生かしていくことが大事です。

「憲法県政の会」のますますのご発展を祈念し、兵庫県自治体問題研究所も研究団体として、政策分野で微力ながら積極的に協力させていただきたいと思ひます。

〈開会あいさつ〉

石川康宏 「憲法県政の会」代表幹事

「憲法県政の会」は、毎年2月に定期総会を開いてきました。幹事会では、第6回総会を開催するにあたり、次回知事選挙までの折り返し点にたつて、選挙戦の基本戦略を総会に提案するために、いっせいで方選挙の実施も考慮に入れ、5月開催を決めました。その後、新しい試みとして幹事団体代表者会議を開催するなど、努力を行ってきましたが、東日本大震災の発生もあり、今総会に基本戦略を提案するにいたりませんでした。幹事会では、今総会に、幹事団体代表者会議を軸に基本戦略の全体像を明らかにし、本年秋をめどにこれを決定する臨時総会を開催することを提案しています。ぜひ、総会提案を深める討論をお願いします。



〈特別報告〉

電力兵庫の会 高馬士郎（関西電力OB）



「東日本大震災と原発・エネルギー問題」

人類の歴史は自然とのたたかいの中で生き抜いてきた歴史です。その中で、できるだけ人災をなくす、排除するために知恵と力をつかってきました。

今回の原発事故で、東電は政府の方針にもとづいて原発をすすめてきたと言っています。しかし、その背景は、電力会社や重電機メーカーからの献金と行政との天下りと天上がりの癒着で、原子力行政を利益と利権の温床にしてきたことです。

正力松太郎元読売新聞社主は、A級戦犯を免れるためにアメリカに日本への原子力発電所導入を約束しました。それ以降、政権与党への企業献金とマスコミ抱きかかえにより「平和利用3原則（自主・民主・公開）」を踏みにじる原子力推進行政がまかり通ってきました。国民の批判の中で、電力会社は自民党への企業献金をやめながら、会長以下の個人献金で代替し政

治を買収してきました。民主党新政権も新規原発14基建設計画を踏襲しました。

1974年から電源開発促進税として、電気料金の2%が徴収され（現在年間3千数百億円）、それが原子力開発地域対策費等として使われています。それに対して太陽光発電などの補助金は年350億円程度であり、こちらに促進税を振り向ける必要があります。

ドイツでは自然エネルギー比率が全体の16%に達しており、福島原発25基分です。日本国内でも稚内市の70%は、風力発電と太陽光発電でまかなわれています。国の政策と同時に、自治体のエネルギー政策を考えていくことが大切だと考えています。

〈発言〉

兵庫地域人権運動連合 村上保 三田支部支部長

昨秋、人権連など3団体で県内42自治体にアンケートをとり7割から回答がありました。私たちは国や自治体から様々な人権侵害を受けていますが、回答からは憲法が規定している多くの人権規定が、「差別」問題に矮小化される傾向が強く見えています。人権問題を自分たちの生活をよくする問題として県民に広めていくことが大事だと思います。

明石の会 田中耕太郎「憲法県政の会」代表幹事

明石の会では3年前から12月に総会を開いています。去年は事務局会議を9回、社保協との合同会議も行い、3月には農業問題のシンポジウム、5月には市民病院の独立行政法人化の勉強会をしました。県政アンケートは3けたの取り組みです。東日本大震災で改めて、小規模自治体・コミュニティの必要性を痛感しています。選挙に向けて、これを掲げることも必要です。



兵庫県保険医協会 池内春樹理事長

私はいつも「あたらしい憲法のはなし」を持ち歩いています。いま憲法13条「幸福追求権」がとても大切だと考えています。また12条には基本的人権を「国民の不断的努力によって、これを保持しなければならない」とあります。私たちの努力は十分でしょうか。憲法の大切さを広げる「不断的努力」を進めていきましょう。

日本共産党兵庫県会議員団 宮田静則県会議員

兵庫県の県議会の状況は、自民党が単独過半数で、定数98人のうち80以上が与党です。このもとで新行革の推進により県民の生活苦がすすみ、県政と県民の矛盾はいつそう深まっています。尼崎の県立病院の継続・発展、阪神間の医療制度充実を求める取組が、部分的に行政の方針に取り込まれています。県政の実態を県民に不断につたえていくことか必要だと思います。

日本共産党兵庫県委員会 岡正信委員長

震災復興、防災強化、エネルギー政策が国でも地方でも中心的な課題となっています。兵庫には関電に原発をつくらせなかった50年の歴史があり、全国に原発ゼロへの提案をしていくことが大切です。中3までの医療費無料化が相生市・赤穂市・たつの市で、中学校給食は播磨町で開始されるなど、小さな自治体が住民をまもる新たな取り組みを始める変化が生まれています。

新日本婦人の会兵庫県本部 由利美香事務局次長

新日本婦人の会では、震災への募金をいち早く取り組み、風評被害を乗り越えるためのバザーもしてきました。防災のまちづくりのための「わがまちウォッチング」で、危険箇所や避難ルートの確認、一人暮らしのお年寄りのへの支援者登録などにも取り組んでいます。会員の切実な要求である子どもの医療費の中卒までの無料化を実施する自治体づくりにも力を注いでいきたいと思っています。

「憲法県政の会」 田中邦夫事務局次長

「会」の取り組みをどう県民に伝えるかに、知恵と力を発揮していくことが重要です。財政も考慮するとニュースは年3回が限度と言えます。若い世代に影響を広げるためにもIT戦略が重要です。日常的な更新がされているブログへのアクセスを飛躍させるためにも、加入団体、地域の会でMLリストの登録者増に協力をお願いします。

〈閉会あいさつ〉

武村義人 「憲法県政の会」代表幹事

政府は、震災復興の財源を理由に社会保障をいっそう削ろうとしています。東北沿岸部の100床ほどの小さな病院が被害を受ける中、病院の統廃合が進められようとしています。本来なら、住民と力を合わせ再建すべきですが、医師不足も要因となっています。16年前の復興へのたたかいや、但馬地域の病院の統廃合のたたかいなどを被災地に発信していくことが求められています。

